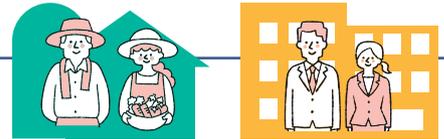


「定額減税」と「調整給付金」制度のお知らせ

1. このお知らせについて

このお知らせは、定額減税及び調整給付金を受けられる方だけでなく、「令和6年6月から所得税の定額減税の事務処理をする必要がある」給与支払者の「**個人事業主**」や「**会社**」等に向けて周知を図るものです。



個人事業主

会社

2. 定額減税の概要

国の令和6年度税制改正により、「令和6年分の所得税」及び「令和6年度分の個人住民税(村県民税)」において、令和6年6月より下記の定額の減税が行われます。

定額減税額 (給与受給者や個人事業主等で条件を満たす人が対象となります)

①所得税

- ・本人3万円
- ・同一生計配偶者及び扶養親族1人につき3万円

※対象となる条件は次ページ等で確認してください。

②住民税

- ・本人1万円
- ・同一生計配偶者及び扶養親族1人につき1万円

【参考世帯例】

夫、妻と子ども2人の計3人扶養の場合



減税される額

所得税 3万円×4人＝12万円減税
住民税 1万円×4人＝4万円減税

- ・ **所得税の定額減税の事務処理は、給与支払者（個人事業主や会社等）が行います。**
⇒給与を支払い、所得税を源泉徴収している個人事業主や会社等は、**令和6年6月から上記の金額を、源泉徴収税額から減額する必要があります。**

※個人事業主本人分の定額減税については、税務署が予定納税から減税し、減税額が予定納税額を上回る場合は、確定申告で減税となります。

※上記の減税される額がその人の税額を超える場合には、その税額が減税の限度となり、減税しきれない分については、後述の調整給付金で給付を受けられます。

- ・ 個人住民税の定額減税の事務処理は、川上村が行います。

3. 所得税の定額減税

①対象者

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除（以下「定額減税」といいます。）の適用を受けることができる人は、
「令和6年分所得税の納税者である居住者で、
令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人」です。

※「居住者」とは、国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。居住者以外の個人である「非居住者」は定額減税の対象となりません。

※所得税が課税されない人（所得税が0円の人）は定額減税の対象となりません。

②定額減税額

定額減税される金額は、下記の金額の合計額です（いずれも居住者に限ります）。

- ・本人3万円
- ・同一生計配偶者及び扶養親族1人につき3万円

※ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

減税しきれない分は、別途、調整給付金を川上村が給付します。

※同一生計配偶者とは、

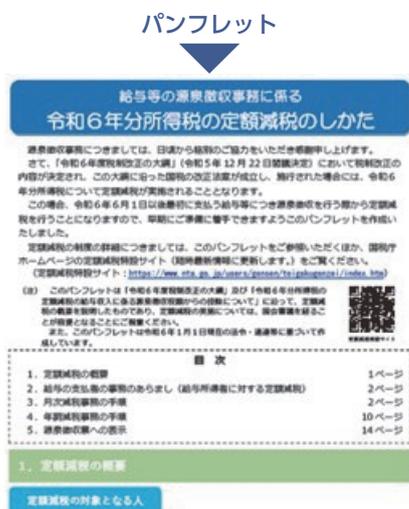
定額減税対象者と生計を一にする配偶者（青色・白色専従者等を除きます）のうち、合計所得金額が48万円以下の人となります。

※扶養親族とは、所得税法上の控除対象扶養親族だけでなく、16歳未満の扶養親族も含まれます。

③定額減税の事務処理

給与支払者（**個人事業主や会社等**）は、令和6年6月1日現在で勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人で、上記の条件を満たす人に対して、定額減税の事務処理をします。

詳しくは税務署から送付されている、「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」のパンフレットや、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。



定額減税特設サイト
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)



4. 個人住民税の定額減税

①対象者

「令和6年度分（令和5年）の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税（村県民税）所得割の納税義務者」

※住民税所得割が課税されない人（住民税所得割が0円の人）は定額減税の対象となりません。

※現年分離課税の対象となる退職手当等に係る所得割額は定額減税の対象となりません。

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において定額減税が行われます。

②定額減税額

定額減税される金額は、下記金額の合計額です。

- ・ 本人1万円
- ・ 同一生計配偶者及び扶養親族1人につき1万円

※定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

※同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

※減税される合計額がその人の住民税所得割額を超える場合には、減税される金額はその住民税所得割額が限度となります。減税しきれない分は、別途、調整給付金を川上村が交付します。

③定額減税の事務処理

住民税の定額減税の事務処理は川上村が行い、その金額等を納税通知書又は特別徴収税額通知書に記載してお知らせします。

- ・ 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- ・ 詳しくは総務省ホームページの「個人住民税の定額減税に係るQ&A集」をご覧ください。川上村役場税財政課税務係（TEL:0267-97-2121）までお問合せください。

総務省ホームページ

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/02zeimu04_04000129.html)



④定額減税による徴収方法

下記の3パターンにより、徴収方法が異なります。

・給与所得に係る特別徴収

(住民税が給与から天引きされている人)

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



・普通徴収

(住民税が天引きされていない人、事業所得者等)

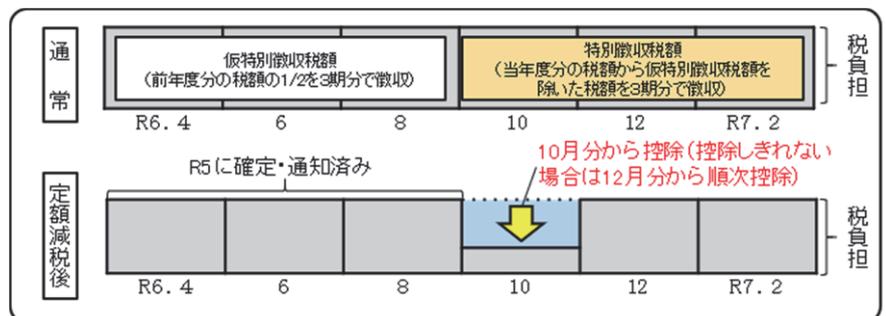
定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除されます。



・公的年金等の所得に係る特別徴収

(住民税が年金から天引きされている人)

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



⑤徴収の例

○給与所得に係る特別徴収の例

- ・夫（妻と子ども2人の計3人扶養） ⇒ 減税額40,000円
 - ・住民税額150,000円 ⇒ 減税後住民税額=150,000-40,000=110,000円
- 6月納付分は徴収されず、定額減税後の税額を残りの11ヶ月で均する。



⇒ 6月分は徴収されず0円となり、減税後住民税額110,000円を残り11ヶ月で均し、各月10,000円の徴収となる。

納付月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	年税額 (合計)
減税前 (円)	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	150,000
減税後 (円)	0	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	110,000

○普通徴収の例

- ・夫（妻と子ども2人の計3人扶養） ⇒ 減税額40,000円
 - ・住民税額90,000円 ⇒ 減税後住民税額=90,000-40,000=50,000円
- 第1期分（6月納付分）から減税していき、減税しきれない分は第2期以降で順次減税していく。



⇒ 6月分の24,000円全額を減税し、6月分が0円となり、減税しきれなかった16,000円を8月分の22,000円から減税し、8月分が6,000円となる。

納付月	6	8	10	12	年税額 (合計)
減税前 (円)	24,000	22,000	22,000	22,000	90,000
減税後 (円)	0	6,000	22,000	22,000	50,000

○公的年金等の所得に係る特別徴収の例

- ・夫（妻を扶養） ⇒ 減税額20,000円
 - ・住民税額90,000円 ⇒ 減税後住民税額=90,000-20,000=70,000円
- 令和6年10月分から減税していき、減税しきれない分は12月分以降で順次減税していく。



⇒ 10月分の15,000円全額を減税し、10月分が0円となり、減税しきれなかった5,000円を12月分の15,000円から減税し、12月分が10,000円となる。

納付月	R6.4	6	8	10	12	R7.2	年税額 (合計)
減税前 (円)	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	90,000
減税後 (円)	15,000	15,000	15,000	0	10,000	15,000	70,000

5. 調整給付金

定額減税と組み合わせて下記の2種類の給付金を川上村が算出し、対象者へ通知及び給付します。

①見込みによる調整給付金（A）

定額減税額を減税しきれない人とその額を推計から算出し、令和6年夏秋頃に予め給付する給付金です。

対象者と給付金額

令和6年6月3日時点の「令和5年分の所得や扶養親族等の情報」から、「定額減税額（a）」と「定額減税可能限度額（所得税額や住民税額）（b）」を算出し、定額減税額を減税しきれない（ $a > b$ ）場合は、「定額減税をしきれない見込みの税額（ $a - b$ ）」を見込みによる調整給付金（A）として、その人に通知及び給付します。

※Aの金額は1万円単位に切り上げて給付します。

※調整給付金の申請について、対象者に後日通知しますが、令和6年10月31日までに申請をしていただきます（公金受取口座の登録がある人は申請が簡略される予定です）。

②実績による不足分の調整給付金（B）

「実際に定額減税をしきれなかった税額（C）」と「見込みによる調整給付金（A）」から不足分を算出し、令和7年度に後から給付する給付金です。

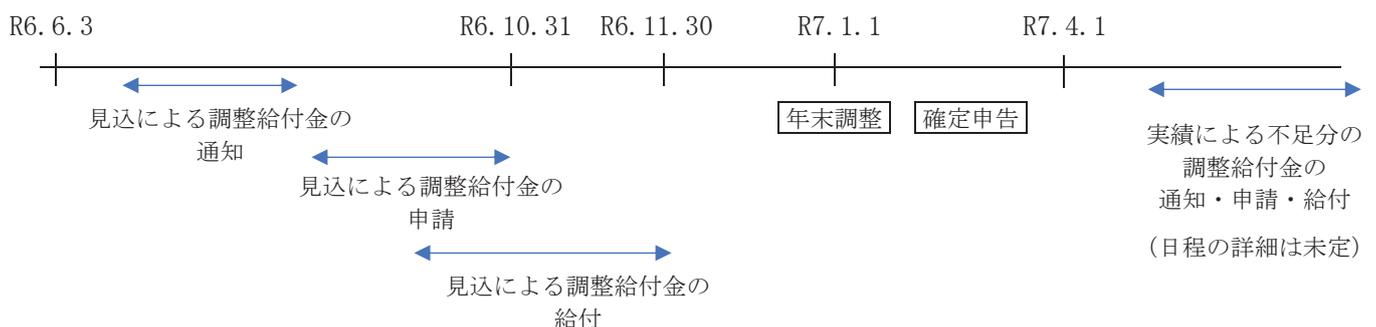
対象者と給付金額

令和6年度の年末調整や確定申告等により、「実際に定額減税をしきれなかった税額（C）」の申告を受け、見込みによる調整給付金（A）とCを比較し、不足が発生する（ $C > A$ ）場合は、「その差額（ $C - A$ ）」を実績による不足分の調整給付金（B）として、その人に通知及び給付します。

※Bの金額は1万円単位に切り上げて給付します。

※ $C < A$ の場合、返還とはなりません。

※調整給付金の通知及び給付は令和7年度になります。



見込みによる調整給付金（A）の算出例

- ・ 夫（妻と子ども2人の計3人扶養）
- ・ 夫の令和6年分推計所得税額73,000円
- ・ 夫の令和6年度分個人住民税額25,000円
- ・ 定額減税額（算出は前ページを参照してください）
所得税減税額＝120,000円
個人住民税減税額＝40,000円
定額減税合計額＝160,000円



・ 所得税減税不足額（a）

所得税減税額120,000円－令和6年分推計所得税額73,000円＝47,000円

・ 個人住民税減税不足額（b）

個人住民税減税額40,000円－令和6年度分個人住民税額25,000円＝15,000円

・ 見込みによる調整給付金（A）

$a + b = 47,000円 + 15,000円 = 62,000円 \Rightarrow$ 給付額は70,000円（1万円単位で切り上げ）

実績による不足分の調整給付金（B）の算出例

- ・ 世帯構成等は上記のAの算出例と同じ
令和6年中の実績が所得税は50,000円、住民税は25,000円だったとします

・ 実際に上記の減税をしきれなかった税額（C）

所得税減税額：120,000円－令和6年分所得税額（実績）：50,000円＝70,000円

個人住民税減税額：40,000円－令和6年度分個人住民税額（実績）25,000円＝15,000円

C＝上記の合計＝70,000円＋15,000円＝85,000円

・ 実績による不足分の調整給付金（B）

$C - A = 85,000円 - 70,000円 = 15,000円 \Rightarrow$ 給付額は20,000円（1万円単位で切り上げ）

上記の算出例の合計

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| ①定額減税できた額（所得税50,000円、住民税25,000円）： | 75,000円 |
| ②見込みによる調整給付金（A）： | 70,000円 |
| ③実績による不足分の調整給付金（B）： | 20,000円 |
| 上記①～③の合計： | 165,000円 |

もともとの定額減税合計額は160,000円でしたが、調整給付金により増えた金額（5,000円）については返還不要です。

このお知らせに記載されている内容は変更となる場合があります。その際は川上村ホームページ等でお知らせします。

「電子帳簿保存法改正」のお知らせ

1. このお知らせについて

このお知らせは、電子帳簿保存法が改正され、令和6年1月1日以後の電子取引データの保存方法等が変更となり、国税庁等から周知がされていますが、認知が不足しているため、川上村からも周知し、個人事業主等に向けて更なる認知を図るものです。

2. 対象者

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類を保存する義務のある方（個人事業主、会社等）

3. 改正の内容

- ①電子帳簿等保存に関する事項
- ②スキャナ保存に関する事項
- ③電子取引データ保存に関する事項

※上記の3つの内容について改正がありましたが、この通知では③について記載します。

4. 電子取引データ保存の義務化

電子取引データをデータのまま保存しなければなりません。



- ・電子取引：取引情報の授受を電磁的方式により行うもので、具体的にはインターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引等になります。
- ・電子取引データ：電子取引をしたデータで、具体的には領収書・請求書・契約書等を、紙でなく、PDFファイルといった電子ファイル等で受け取ったあるいは送ったものです。

【参考例】

「インターネットサイトで物品を購入し、領収書が電子メールで届いた」といった場合、その領収書を紙に印刷して保存するのではなく、電子取引データのまま保存しなければなりません。

※また、税務調査等で電子取引データの提示・提出の要求があった場合に、それに応じられるようにしておく必要があります。

電子帳簿等保存制度
特設サイト



電子帳簿保存法の改正について、ここに全てを記載できませんので、詳しくは国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」をご覧ください。